名古屋市教育委員会定例会

令和 2 年 9 月 2 日
午後 2 時 57 分
教育館 3 階　第 4・5 研修室

議　事
日程 1　請願第 9 号、第 10 号　請願審査について
日程 2　第 15 号議案　令和 3 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
日程 3　第 16 号議案　名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
日程 4　第 17 号議案　名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
日程 5　第 18 号議案　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について
日程 6　令和 2 年度一般会計補正予算について

出席者
鈴　木　誠　二　教育長
小　栗　成　男　委　員
船　津　静　代　委　員
小　嶋　雅　代　委　員
西　淵　茂　男　委　員
鎌　田　敏　行　委　員
教育次長始め、事務局員 17 名　※傍聴者 7 名

（鈴木教育長）
定刻より少し早いですが、皆さんお揃いのようですので、ただ今から教育委員会定例会を始めさせていただきます。
はじめに議事運営についてお諮りいたします。
議事日程第 6「令和 2 年度一般会計補正予算について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。
また、会議録につきましても日程第 6 につきましては議会に上程されるまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）
異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）
議事に入ります前に、皆さまのお手元に「令和 3 年度使用教科用図書一覧表」を配布させていただきました。小学校・中学校・特別支援学校の採択結果でございますので、ご覧いただければと思います。

（鈴木教育長）
それでは、日程第 1「請願審査について」を議題といたします。
本日は請願が 2 件ございますが、1 件ずつ、審議をさせていただきます。
審議に先立ちまして、それぞれ請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思います。

（鈴木教育長）
それでは、まず請願第 9 号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

（鈴木教育長）
口頭陳述におきましては、会議の運営上、5 分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

（鈴木教育長）
以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は席へお戻りください。

（鈴木教育長）
それでは審議に入ります。
まずは事務局からの説明をお願いします。

（櫻井総務課長）
請願第 9 号は、「教科書の採択について」に関する請願書でございます。請願項目につい

ては1点でございます。

4年後の教科書採択に際し、名古屋市の中学生全員が、明るく元気になるような、現実を直視できる大人になるような、日本人として誇りをもてるような、生徒一人ひとりが自分の将来や社会に積極的に取り組むことができるような教科書の採択を求めるものでございます。

教科書採択につきましては、4年後、令和7年度使用中学校教科用図書の採択に関しては、前年度に行われる文科省の検定結果等を踏まえ、愛知県の指導のもと公平公正の確保に努めながら手続きを進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（鈴木教育長）

特にご意見もないようでございます。

では、本請願の取扱いについてでありますが、4年後に予定される、令和7年度使用中学校教科用図書の採択に関しましては、前年度に行われる文科省の検定結果等を踏まえ、愛知県の指導のもと公平公正の確保に努めながら採択を進めていく予定であることから、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）

続きまして、請願第10号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

（鈴木教育長）

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

（鈴木教育長）
以上で、口頭陳述を終了します。陳述人は席へお戻りください。

（鈴木教育長）
それでは審議に入ります。
まずは事務局からの説明をお願いします。

（櫻井総務課長）
請願第 10 号は、「すべての子どもたちの学びを保障するための少人数学級を求める請願書」でございます。
請願項目については次の 2 点でございます。
1 点目は、一人ひとりの子どもに寄り添った教育、コロナ禍でのフィジカル・ディスタンシングもできる、少人数学級を視野に入れた少人数指導をすること、そのために必要な教員を増やすこと。
2 点目は、本市が計画している統廃合はやめること、過大規模校の解消をまず行うことを求めるものでございます。
1 点目の、教員の定数につきましては、法律に基づいて決定されますが、本市では、教員配置を工夫することで、小学校 1・2 年生において 30 人学級、中学校 1 年生において 35 人学級の少人数学級を独自の施策として実施しております。その他の学年につきましては、教科や学習内容に応じて少人数指導やティームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組むことで、一定の成果をあげているところでございます。
少人数学級のさらなる拡大につきましては、こうした現状を踏まえ、慎重に判断する必要があると認識しております。
また、本市では、文部科学省の方針等に従い、学校生活の中でマスクの着用、手洗いの徹底、教室における身体的距離の確保等の配慮を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めているところでございます。
2 点目につきまして、本市では、望ましい学校規模を確保することで、子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境を目指し、昨年 3 月に「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を策定しました。
本計画に基づき、小規模校においては、「様々な考え方や価値観に出会う機会が限られる」、「クラス替えが困難であるため、人間関係の固定化が生じやすい」などの課題があることから、「通学区域の変更」または「学校の統合」によって、望ましい学校規模の確保に向けた取り組みを進めてまいります。
また、過大規模校への取り組みにつきましては、同じく「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」において、「学校行事等において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる」、

「特別教室や体育館等を授業で利用できる頻度が低くなる」などの課題があることから、「通学区域の変更」または「学校の分離新設」によって、望ましい学校規模の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（鈴木教育長）

特にご意見もないようです。

本請願の取扱いについてでありますが、まず 1 項目目につきまして、本市においては、教員配置を工夫することで、小学校 1・2 年生において 30 人学級、中学校 1 年生においては 35 人学級の少人数学級を実施していることから、またその他の学年につきましては、少人数指導やティームティーチングを柔軟に組み合わせて学習に取り組んでいることから、また、本市では、文部科学省の方針等に従い、身体的距離の確保等の配慮を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていることから、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

2 項目目につきましては、小規模校、過大規模校のそれぞれに課題があり、「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」に基づき、小規模校においては「通学区域の変更」または「学校の統合」によって、また、過大規模校においては、「通学区域の変更」または「学校の分離新設」によって、望ましい学校規模の確保に向けた取り組みを進めていることから、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）

次に、日程第 2 第 15 号議案「令和 3 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（大川教職員課長）

第 15 号議案「令和 3 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」ご説明申し上げま

す。

議案の 2 枚目にあります募集要項をご覧ください。まず、募集に関する日程について説明させていただきます。

こちらの内容につきましては、本日お認めいただきましたら、9 月 3 日、明日より本市及び各園のホームページで周知する予定です。

「3 願書受付」にありますように、応募期間は 10 月 6 日から 10 月 9 日までの 4 日間となります。願書は、各園におきまして、9 月 4 日より配布されます。

「4 入園面接」に記載のように、各幼稚園での面接を 10 月 13 日、14 日に実施いたします。

なお、募集人員を超える応募があった場合は、「5 抽選」のように 10 月 19 日に公開抽選を行い、入園予定者を決定いたします。

各園の募集人員につきましては、3 枚目、別紙の表をご覧ください。

3 歳児の募集人員が 40 人となっているところは 2 学級、25 人となっているところは 1 学級の募集となります。

4 歳児につきましては、表の下にあります「備考 2」に各園の学級数が記載してあります。4 歳児については、「備考 3」にありますように「3 歳在園児の進級者も含め 1 学級につき 35 人まで受け入れることができる」として募集いたします。

最後に、次のページ、4 枚目をご覧ください。

今回の募集は、「名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画」に従いまして、3 歳児の募集に関しましては、比良西幼稚園の募集を、4 歳児の募集に関しては、報徳幼稚園とはとり幼稚園の募集を停止とします。

以上、令和 3 年度幼稚園園児募集要項につきまして、ご説明申し上げました。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（鎌田委員）

ひとつよろしいですか。

例年、だいたい応募者数というのはどれくらいになるのでしょうか。

（大川教職員課長）

昨年度は、3 歳児ですと、募集人員も 660 人の募集に対しまして、473 名でした。

（鎌田委員）
ありがとうございました。

（鈴木教育長）
他よろしいでしょうか。

（鈴木教育長）
他にご意見もないようですので、日程第2第15号議案「令和3年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）
異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）
次に、日程第3第16号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（櫻井総務課長）
それでは、日程第3第16号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。
この規則は、オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の開催について、規定の整備を行うものでございます。
これまで、遠隔地からのオンラインによる会議への参加につきましては、会議出席として認めていないとの文部科学省の見解があり、本市においてもそのように取扱いをしてきたところです。
しかしながら、本年7月28日、文部科学省より通知がされ、構成員が相互に意見を交換し、適切な意思決定を行うことができる場合、オンライン会議の開催も可能であるとの新たな見解が示されました。これを受け、本市におきましても、会議規則上、情報通信機器を利用した会議の開催を明記するなど規定の整備を行うものでございます。
なお、文部科学省の通知におきましては、オンライン会議を開催する場合の留意事項といたしまして、通信障害等が生じた場合の対応、あるいは不正なアクセスによる議事の漏えいや妨害を防ぐためのセキュリティポリシーにのっとった適切な対策を講ずることなど

も示されています。これら所要の技術的な事項については、今後事務局において取扱い基準として定めてまいる予定でございます。

改正文案につきましては、議案を 1 枚はねていただきますと、文部科学省からの通知がございます。それをさらにはねていだきますと、改正文案がございます。

会議の開催、会議の種類を定める第 2 条の次に、2 条の 2 といたしまして、情報通信機器を通して通話する方法による会議の開催について、規定をもうけるものでございます。第 2 項において前項で定めるものの他、同項の規定による会議の開催に際し、必要な事項は教育長が別に定めるという内容となっております。

施行期日につきましては公布の日からとし、本日お認めいただければ、今週末の公布を考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（小栗委員）

意見と言いますか、感想なんですが、コロナがスタートしてから私もリモートでできないかという提案をさせていただいていて、ようやく 7 月 28 日、文部科学省から出てきた。印象として、とても遅いなと思っていました。本市ではなくて、文部科学省に対して。本当に動きが遅いんだなということを痛感しているのと同時に、これとは別件になってくるのですが、文部科学省に対する文句は、動きが遅いからもっと早くして欲しいという前提なんですが、教科書の話で申しまして、あまりにも重いというようなことを、早く電子書籍にするということで、これもその方向で動いていたりとか、西淵先生もお話しになったんですが、あまりにも学ぶことが多すぎるので、そういったことも見直すべきではないかなということが、一事が万事ではないですが、今回の対応の遅い文部科学省に対して、できれば本市から今私が申し上げたこと以外にもたくさんあると思うのですが、もっとスムーズな対応ができないのかということは、本市から言えないのでしょうか。大きな問題だと思います。あまりにも遅いと思います。そこに書いてある情報漏えいのことなんかも企業もまったく一緒で、そういう意味では国が率先して早く動いていただかないといけないんじゃないかなということがあって、他の行政からもお話しがあるかもしれないですが、何か言葉を選びながら本市から言えないのかなということを提案させていただきます。

（櫻井総務課長）

ありがとうございます。文部科学省に対しましては、例えば電話でのやりとりですとか、あるいは要望書といった様々なレベルで私ども名古屋市の意向を伝える機会がございます

ので、どのチャンネルを使うのかということはございますけども、委員のご意見としてありがたく頂戴させていただきます。

（鈴木教育長）
他にいかがでしょうか。

（船津委員）
確認したいんですが、この議案の 1 枚目は教育委員会会議の開催についての規定の整備とあるので、これはこの会議のことですか。
どんな範囲まであるのかっていうのが、文部科学省のものは構成員の含まれる会議になっていて、案のところで言うと、その会議はなんの会議か。これは私たちが確認すべきことは名古屋市教育委員会の会議規則がこうなりますよということの確認なのか、この教育委員会会議の話をするのかどちらですか。
1 枚目は教育委員会会議の開催についての規定。後ろの方は別に教育委員会の会議ではなく、教育長が必要であると認めるときにはということで、名古屋市教育委員会会議規則なので、全体ではこの会議のことを言っているということですか。

（櫻井総務課長）
教育委員会の臨時会、定例会につきましての運用を定めた会議規則の改正で、オンラインを使った会議の例外ということで規定をさせていただいているものでございます。

（船津委員）
ちなみに、他の会議はどんな感じなんですか。
さっきのお話でいくと、どこかで国が 28 日だとしても、どこまでオフィシャルなのかとか議事をどう残すのかとか色々ルールがあるんだと思うんですけど、ここが遅めの動きだったのか、名古屋市の中では全体としてもこのタイミングぐらいでこういう感じになってきているのか、教えていただけますか。

（櫻井総務課長）
教育委員会の中でも、通常の打合せレベルのものであれば、こういったツールを使って会議を行っている部署があるというのはお聞きしております。ただ、教育委員会のように一定集まっていただいて、合議制の機関で、オンラインでこういった合議を行っている事例につきましては、申し訳ございません。今、名古屋市で他で行われているかというのは把握しておりませんので、またちょっと調べましてご報告させていただきます。

（鈴木教育長）
　文部科学省に限らず、役所の遅さみたいなものが本当にあるのかと思います。
　例えば、今、毎週から隔週になりました局長級と市長、副市長の幹部会、これはまだ対面で行っております。

（鈴木教育長）
　他よろしいでしょうか。

（鈴木教育長）
　他にご意見もないようですので、日程第 3 第 16 号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）
　異議なし。

（鈴木教育長）
　ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）
　次に、日程第 4 第 17 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（櫻井総務課長）
　日程第 4 第 17 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」ご説明させていただきます。
　改正の内容は主に 2 点ございます。
　1 点目、(1) でございますが、市立高等学校の入学検定料の納付方法等について、規定の整備を行うものでございます。
　入学検定料については、これまで現金払いのみであり、現金を直接受検先の高校に持参するか現金書留により郵送するかの、いずれかとしておりました。しかしながら、持参の際や各高校で保管の際における紛失や盗難のリスクに加え、最近では現金を対面で受け渡すことによる新型コロナウイルス感染のリスク等の懸念もございます。
　そこで、議案の 1 の (1) の表のとおり、令和 3 年度以降の入学検定料の納付については、従来の現金納付に加え、金融機関での納付書による入学検定料の事前納付が可能となるよ

う変更し、必要な規定の整備を行うものでございます。

なお、現金の持参や現金書留による入学検定料の納付につきましても、従来通り行うことが可能でございます。

2点目、(2) でございます。入学検定料の還付につきまして、規定の整備を行うものでございます。

先ほどご説明申し上げました納付書による入学検定料の納付は、入学願書提出の前に金融機関窓口で納付することになりますが、志望校を直前で変更するなどして、実際には入学願書を提出しなかったというようなことが今後起こり得ます。そのため、このような場合に入学検定料の還付が可能となるよう規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いします。

（水野高等学校・幼稚園教育担当主幹）

補足の説明を申し上げます。まず、最初にこの制度で名古屋市立高校に受検の申込みをする人数の想定でございますけれども、過去3年をみたところ、全日制で約8,500名程度、定時制の前期課程で約300名程度を想定してございます。それから納付書による納付可能な金融機関でございますが、県下の金融機関、銀行、信託銀行、信用金庫とともに郵便局でも納付をしていただけるということを想定しております。

また、今回は金融機関での納付でございまして、いわゆるコンビニエンスストアでの納付の方は想定してございません。実は既にコンビニエンスストアで市税等の国民健康保険料や介護保険料を納付するというシステムがございますけれども、これには納付の金額と納入者が確定していてバーコードの印字が必要でございます。今回の受検につきましては手書きで受検者の氏名を記入していただくことを想定しておりますので、バーコードを事前に準備をすることができないという事情がございまして、今回は銀行、郵便局での納付ということを想定しているということの補足の説明をさせていただきました。以上です。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（鈴木教育長）

特にご意見もないようですので、日程第4第17号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）
次に、日程第5第18号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（木村企画経理課長）
第18号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」ご説明申し上げます。
本議案につきましては、8月7日の教育委員会定例会におきまして協議題としてご議論いただき、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして学識経験者の方からもご意見をいただきました。
そのいただいたご意見も含め、最終報告書の案としてまとめたものを議案としてご用意いたしました。お手元の報告書の110ページまでは、前回ご覧いただきました、教育委員会として行った点検及び評価の部分でございます。
これに加えて、教育行政に識見のある4名の有識者の方からいただいた意見をまとめたものが、111ページからの「学識経験者による意見」となります。全体に関する意見のほか、基本的方向ごとに主な意見をご紹介いたします。
まず全体に関することにつきましては、111ページ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた教育振興基本計画の見直し」や「複数事業を関連づけた点検評価の実施」についてご意見をいただきました。
112ページからにつきましては、基本的方向Ⅰについての意見を掲載しております。
112ページの○の2つ目をご覧ください。施策1の成果指標が「『授業の内容がわかる』と回答した児童生徒の割合」であることを踏まえて出された意見でございます。
次のページにまいりまして、113ページの上から4つ目の○から114ページの1つ目の○まで、こちらが学校におけるICTの活用についての意見となっております。
国のGIGAスクール構想の前倒しを受けまして、本市でも補正予算を計上するなどしてICT環境の整備が進む見通しとなったことから、各有識者の関心も高く、様々な観点からご意見をいただいております。
115ページは基本的方向Ⅱに関していただいた意見を掲載しております。1つ目、3つ目の○のところでは、国際調査などを基にして、「教員の多忙化解消」あるいは「教員の自己効力感の向上」というテーマでご意見をいただきました。
116ページからの基本的方向Ⅲのところでは、まず不登校に関しまして、116ページ中ほ

どには、「子ども適応相談センター」についてのご意見を、また 117 ページの〇の一つ目では学校、子ども応援委員会とその他関係機関との連携についてのご意見を掲載しております。

同じ 117 ページの 2 つ目、3 つ目の〇では、家庭の教育力に関して各有識者の専門分野の知見からご意見をいただいております。

119 ページからの基本的方向Ⅳでは、2 つ目、3 つ目の〇でコロナ禍を前提としながら、市民が社会教育施設に親しむ工夫、機会の確保という観点で頂戴したご意見を掲載しています。

これらのご意見につきましては、教育委員会としての点検及び評価結果とともに、今後の教育行政の推進に役立てるよう、参考にしてまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては、9 月下旬に議会へ報告いたしますとともに、名古屋市公式ウェブサイトや市民情報センター等において、市民の方にも公表する予定でございます。

簡単ではございますが、説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（船津委員）

拝見しました。学識経験者からの意見はごもっともだなと思うものも結構ありますので、今後の計画を進めていくときになるべく最終的な達成度が高くなるようなアドバイスについては積極的に汲んでいただきたいなと思います。

ただ、1 点ちょっと気になるところで、111 ページの全体に関するところでおっしゃるとおりで、これまでの既定路線のままというわけにはいかないのではないかということなんですけれども、最終的なイメージとして、例えば、何年かしていく中で今年、来年くらいはコロナによって状況通りになりませんでした。あとは頑張りますっていうふうにしていくのか、この計画は今の話ではこれは動かせないものだから、途中で改編はできないので、既定の範囲についてはコロナだったからできませんでしたになるのか、それとも基本計画の中のどこかをいじりながらでもコロナでもここはこういうふうに変えていくべきだったので、こういうふうに途中で改訂しましたということは、まずありえるのかどうかということを教えていただきたいです。

（木村企画経理課長）

有識者の方にお集まりいただいて、会議形式で行いまして、当日もこういったご意見をいただいたわけですけども、当日お答えした内容としましては、コロナ禍の総括をしなけ

れば根本的に教育振興基本計画とどう向き合うかという決断ができないというお話をしながら、ただ取り得る可能性として、こうやって毎年点検評価をいたしますので、その中でコロナに触れるのか、もっと大きく教育振興基本計画の変更などに触れるのか、色々重い方から軽い方まで選択肢はあります。現実的に考え始めたいとしてご説明したのが、この計画はこの計画として維持しつつ、この中でどうしても記載を変えなければいけないようなものについては別冊のような形でまとめるという案です。あとはコロナ禍の総括がいつできるのかという進捗と横並びで考え決断していくことになります。以上でございます。

（船津委員）
　現場はすごく大変なことだと思いますし、コロナの中で、この前の会議の中でも新しいやり方とかそこから見えてきた取り組みということもあるのだとしたら、この計画の中でもそれが汲めて、目標に向かっていけるのであればどこか変えなければいけないところは勇気をもって変えるということが必要かなと思う。子どもたちのためと考えたときに、できませんでしたっていうことにならないようにしたいなと思いました。お願いします。

（鈴木教育長）
　ありがとうございます。
　他よろしいでしょうか。

（鈴木教育長）
　他にご意見もないようですので、日程第 5 第 18 号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）
　異議なし。

（鈴木教育長）
　ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）
　それでは、これより日程第 6 へ移ります。日程第 6 の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

日程第6は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時52分終了